

④ 民生委員推薦準備会の活用

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
 ＜現状・課題＞

- 各区市町村では、民生委員・児童委員の推薦のために民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）を設置しています。また、推薦会の協力機関として、概ね単位民児協ごとに民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を任意設置しています。

推薦準備会の委員は、その地域で活動する町会・自治会、教育・文化関係団体、社会福祉団体、女性団体などとなっています。また、都内では12区市町村に設置されています。

- 推薦準備会を設置する効果は、以下の3点です。
 - ・ 推薦準備会のメンバーが地域で活躍している方の情報を把握しており、人選が行いやすく、また、実質的な審査ができる。
 - ・ 推薦準備会に候補者探しを依頼することで期日までに候補者を選出するという責任と熱意をもって人選いただいている。
 - ・ 地域の関係機関・団体の方がメンバーになっているため、推薦準備会の運営や推薦準備会による候補者探し自体が、民生委員・児童委員について地域の方々に知っていただく機会になっている。

- こうした効果により、推薦準備会設置の区市町村の充足率が高い傾向にあります。（表5）

表5 民生委員推薦準備会設置区市町村と未設置区市町村の充足率の比較

		(単位: 区市町村数)					
充足率		80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上	充足率平均
	推薦準備会設置区市町村	0	1	1	5	5	
	未設置区市町村	5	5	11	7	22	89.6%

平成28年12月1日現在。八王子市を含む。（福祉保健局生活福祉部作成）

＜取組の方向性＞

- 推薦準備会の設置により、民生委員・児童委員の人材確保について地域住民の理解が得られるなど、一定の成果をあげており、充足率向上のために、推薦会の協力機関として推薦準備会を設置し、進めることは、有効です。

⑤ 民生委員・児童委員研修

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：①個別支援活動の向上

<現状・課題>

○ 地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあって、自ら地域の一員でありつつ、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

他方、地域住民が抱える課題が多様化するなかにあって、さまざまな相談に対応し、その内容に応じた適切な専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくためには、民生委員・児童委員自身に幅広い知識や力量が必要となっています。

○ 民生委員法第 2 条には「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。」とあります。この規定は努力義務ではありますが、社会保障や社会福祉をはじめとする各種制度についての知識、また相談援助に必要な技術を習得していくためには、研修の果たす役割が重要です。

○ また、民生委員法第18条では、「都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。」とあります。

○ 全民児連では、今後の研修事業のあり方について、平成 25 年 3 月に、研修体系および研修別のモデルプログラムを提示し、全国の民児協における研修事業の充実を働きかけています⁷。

○ 都民連では、かねてより体系的な研修を企画し、①都民連が独自に行う自主研修、②東京都並びに八王子市からの受託研修、③全民児連などの関係機関・団体の主催する研修会へ委員を派遣する派遣研修の計 3 種類の研修を行っています。

自主研修のうち、5つの事項別部会（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会）並びに主任児童委員部会では、3 年一期にわたり各事項について理解を深め、民生委員・児童委員としてどのような支援ができるかを探り、これからの民児協活動に生かしていくことをねらいとしています。また、民児協の中心である会長の資質向上を図り地域福祉の進展に資するため、都内 399 の単位民児協会長が一同に集まる協議員研修会や、54 の区市郡支庁会長からなる常任協議員研修会を開催しています。

⁷ 平成 25 年 3 月 全民児連「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」

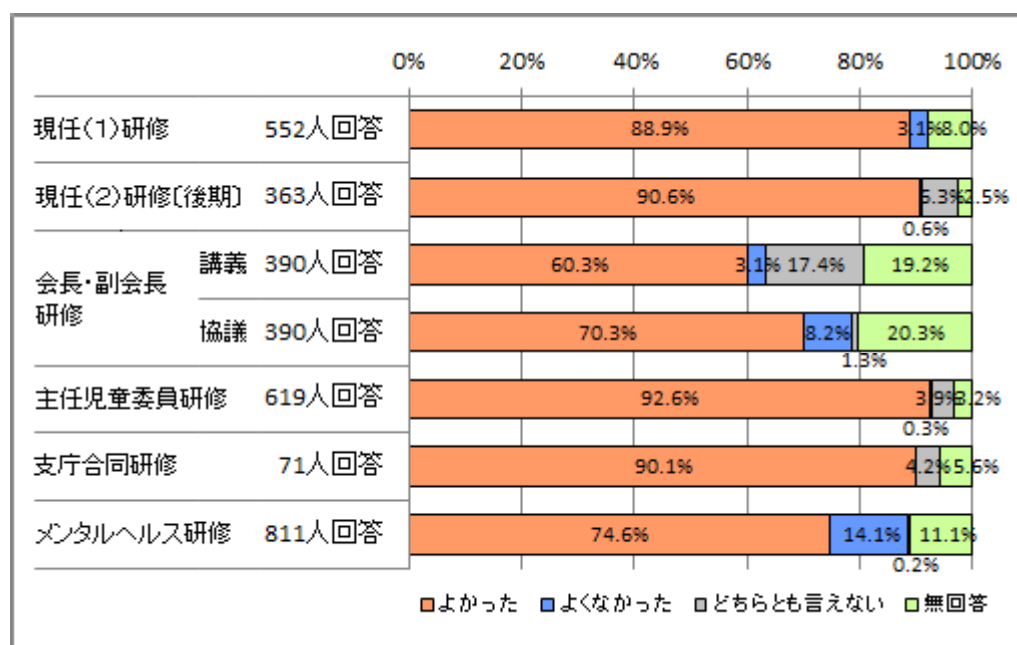
受託研修では、全国に先駆けて階層別・職層別の研修に取り組み、研修を企画する際には都民連が策定した東京版活動強化方策を意識しています。(表6)

表6 東京都並びに八王子市からの受託研修(平成30年度 主なもの)

研修名	受講対象・受講日数(一人当たり)・内容
新任民生委員・児童委員研修	【対象】 新任民生委員・児童委員 【日数】 合計3日間 【内容】 基礎研修で、福祉全般を学ぶ(相談援助の基礎知識、民生委員・児童委員活動の総論、各福祉分野)
現任(1)民生委員・児童委員研修	【対象】 概ね1期目の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 1日 【内容】 個別支援活動の基礎を学ぶ(個別支援活動における傾聴等の相談技術、守秘義務の大切さ、情報の取り扱いについて)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔前期〕	【対象】 概ね2期以上10年未満の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ(分野別個別支援活動等)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔後期〕	【対象】 概ね10年以上の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 10年以上の経験を活かし、福祉課題に対するさらなる理解と実践力の強化を図るとともに、後輩委員への適切な助言等を学ぶ
会長・副会長研修	【対象】 会長・副会長(但し、支庁管内の会長・副会長は除く) 【日数】 半日 【内容】 会長・副会長の立場で考えるべき民児協運営等について学ぶ
主任児童委員研修	【対象】 主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁合同民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 (大島・三宅・八丈支庁を1年ずつ順番に実施) 【日数】 2日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
メンタルヘルス研修	【対象】 2期以上の民生委員・児童委員、主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 民生委員・児童委員活動における悩みやストレス等を早期に解決し、生き生きと活動が続いていくために、委員自身の心の健康づくりとなる「メンタルヘルス」について学習する

- 受託研修の受講後アンケートでは、「受講してよかった」との回答が多くありました。研修では、講義等を通して事項に関する新しい学びや相談援助等の技術を習得し、個々の委員の質の向上を図るだけでなく、受講者同士少人数でグループ協議を行うことで、他地区の取り組みを知り、活動に対する意欲を高める効果が見られます。（図17）

図17 東京都並びに八王子市からの受託研修の受講者アンケート
（平成30年度抜粋）



- 区市町村では、全ての民生委員・児童委員に対して時宜に応じたテーマについての研修や、委嘱時に職務と役割の理解を深める新任研修を行っているところが多く、また、新しい制度が始まる際にも研修を行っています。
- このほか、民児協が行う児童・高齢・障害などの分野ごとの事項別部会があり、「個々の委員が民児協組織の活動に主体的に参画できる場であること」「特定の分野の課題等について組織として継続的に取り組める」というメリットがあります。
- 地区によっては、民児協の自主活動において事例検討を行ったり、近隣の委員同士で班を構成して話し合い、助言をもらうなど、個別支援活動の強化につながる取り組みを行っています。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員の研修においては、時代の変化とともに現れている住民の生活問題を正しく捉え、適切な公的機関等と連携して対応していく学びが重要です。
- 都民連においては、今後も新任委員から中堅委員、主任児童委員、単位民児協の正副会長など、その経験や役割に応じた研修を、都全域の委員を対象に実施し、実践力を身につけるため、事例検討やワークショップの活用等参加型の研修を行うなど、研修手法についてさらなる工夫が求められます。また、参加の利便性を確保するために、都内を複数のブロックに分けた研修の開催や1回の開催時間を短くし複数日に分けて実施しています。今後は、平日勤務の常勤就労者の委員に配慮して実施する曜日を検討すること考えられます。
- また、不安を抱えながら活動が続けている新任の民生委員・児童委員をはじめ、解決困難な課題に取り組んでいる委員が、日々の活動のなかで孤立しないためには、東京都レベルに加え、区市町村や民児協レベルでの研修・事例検討などを重層的に実施することにより、民生委員・児童委員としての力を高めていくことが求められます。
- これらの体系的・重層的な研修による学びや新たな経験、知識・技術の広がりを通して、自らの自信にもつながり、やりがいをもって民生委員・児童委員活動を円滑に行うことが期待できます。



（２）民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備

住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しています。一方で、活動は大変だけどやりがいがあるとの声も多く聞きます。

活動支援に向けた環境を整備し、負担感の減少により長く活動を続けることができるよう検討します。

① 地域の実情に応じた支援

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
＜現状・課題＞

○ 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、場所によって大きく異なります。また、地域の実情により、民生委員・児童委員を取り巻く環境は様々であり、区市町村が行う民生委員・児童委員への支援も多種多様だと考えられます。

○ オートロックマンション等の集合住宅が急増している地区では、民生委員・児童委員が訪問すること自体苦慮しており、また都営住宅等、住民の高齢化により適任者を確保できず長期に渡り欠員が生じている地区では、会長や近隣地区の委員が手分けしてフォローしているものの活動量が増え負担になっています。

○ 平成19年度から開始した民生・児童委員協力員事業は、都内62区市町村、399民児協のうち、平成30年4月現在、34区市町、116民児協で実施し、219人の委嘱となっています。

今後の事業利用の意向については、「利活用していく方針」の区市町村が6割、単位民児協が3割、「導入しない」との結論に至った区市町村が4割、単位民児協が7割近くあります。また、協力員の約3分の2が民生委員・児童委員経験者（OB）です。⁸

○ 多忙な委員や経験の浅い委員をOBが協力員としてフォローすることで各委員の負担軽減に貢献している区市町村がある一方、協力員の委嘱より民生委員の確保が優先と考えるなど、活用しない区市町村もあります。

○ 現在、多くの区市町村において、区市町村や社会福祉協議会会長が委嘱する「地域福祉推進員」や「高齢者見守り相談員」、「ふれあい相談員」等地域福祉に協力を得る委員制度が存在しており、民生委員・児童委員と連携して活動し

⁸ 平成29年5月 都民連「民生・児童委員協力員事業の活用に関する報告」

ています。

<取組の方向性>

- 都は、地域の実情に応じた民生委員・児童委員の活動環境整備のための取組を促進するよう、区市町村を支援する必要があります。
- 日頃からマンションの管理人と良好な関係を構築し、民生委員・児童委員活動の理解を深めておくとともに、管理人（管理会社）やマンションの住民に必要なに応じて民生委員・児童委員に協力してもらう仕組みなどが求められています。
- 長期欠員地区については区割りを見直したり、委員を増やすことで担当世帯数を減らすなど、一人当たりの負担を軽くすることで、欠員地域が生じないようにする方策も考えられます。
- また、区市町村や民児協において、自地区の状況をよく把握したうえで、特定の委員に偏った負担を平準化することなど、負担軽減の検討も重要です。都には、広域的な立場から、こうした地域の実情を踏まえた検討に対し、必要に応じて支援していくことが求められています。



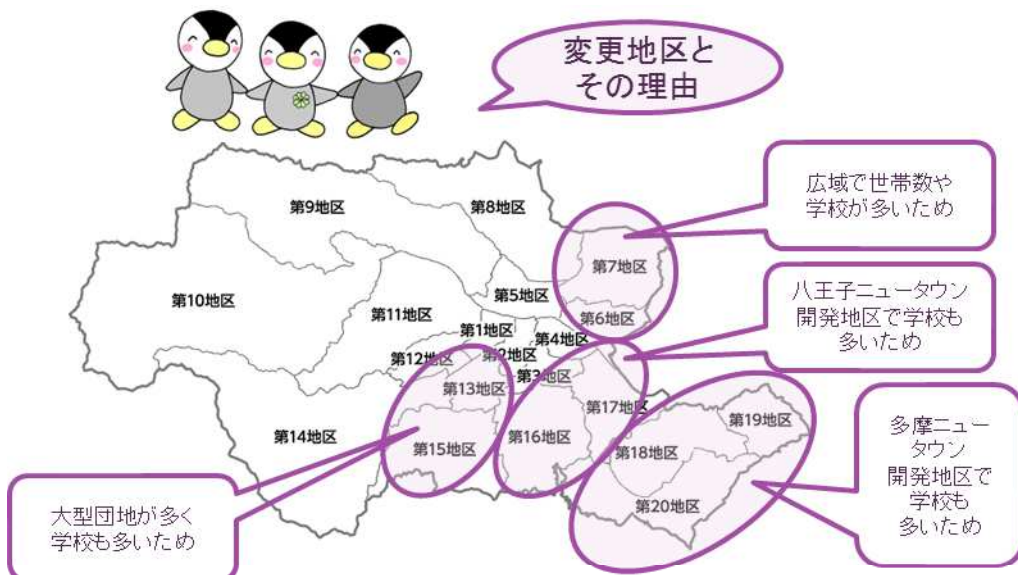
【コラム】 活動しやすい環境整備～充足率100%を目指して～（八王子市）

高齢化社会が進み地域福祉の重要性が高まる中、民生委員・児童委員をいかにして確保していくか？それは委員が活動しやすい環境を作っていくことだと、八王子市民児協では考え、検討委員会を立ち上げ、現状把握のための調査を行いました。最終的に市に「意見書」を提出し、民生委員・児童委員の担当世帯数を、都内平均 600 世帯程度（当時）に平準化させるため、平成 22 年の一斉改選時に①区域割の変更、②委員の増員を実施しました。その結果、きめ細やかな見守り活動を行うことができるようになり、地域の方に喜んでいただくとともに、委員一人一人の負担を減らすことができました。

現在も、改選ごとに各委員にアンケートを行い、活動の現状把握に努めています。

＜変更内容＞

- ①区域割 16 地区→20 地区に増、地区番号振り直し
（4つの地区を2分割⇒4増）
- ②定数 407 名→445 名に増、地区定数の変更
（区域担当29名、主任児童委員9名）



【コラム】 ふれあい相談員の配置（港区）

港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業 知ってください！ ふれあい相談員

※※※ 高齢者宅を訪問し、相談を受け、必要な支援につなげます ※※※

●ふれあい相談員ってどんな人●

社会福祉士や主任介護支援専門員等の資格を持つ専門職員です。ひとり暮らし高齢者等を訪問するほか、民生・児童委員、町会・自治会等の地域の集まり、イベント等に参加し、活動の告知をするともに地域のみなさんから気軽に相談していただける関係を築いています。

●ふれあい相談員の訪問活動●

ふれあい相談員は、高齢者相談センター、民生・児童委員、町会・自治会等との連携のもと、積極的に地域に出向き、介護保険や区の高齢者サービス等の利用のしやすさ、ひとり暮らし高齢者等からの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。



高齢者の異変への気づき



※港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL3578-2402 FAX3578-2419 まで

各地区の定例会には、ふれあい相談員も参加し情報交換等を行っています。一緒に出席している民生委員・児童委員からは、「活動の負担感が軽減された」との声が多くあります。

港区では、積極的に地域に出向き、ひとり暮らし高齢者などを訪問し、高齢者の困りごとなどの相談を受け、必要な支援につなげる「ふれあい相談員」を平成23年度から配置しています。

ふれあい相談員は、社会福祉士や保健師、看護師等の資格を持つ専門職員として、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者などを訪問するほか、地域の集まり、イベントなどに参加し、地域の方々から気軽に相談していただける関係を築いています。

地域の皆さまへご協力のおねがい

高齢者のこんな異変に気付いたら・・・

<外から見ていて気付くこと>

郵便物が たまっている	ここ数日 姿を見ていない 気がする
昼間なのに 電気がついて いる	同じ洗濯物が 干したまま
雨なのに窓が 開けっ放し	見たことのない 人が出入りして いる

<訪問したとき・お会いしたとき>

元気がない 寝た気がする	同じ事を何度も言う 話がかみ合わない
部屋が乱雑 衣類の汚れ・臭い 髪がボサボサ	あざや怪我があり 理由を話したがない 大声が聞こえる

お近くのふれあい相談室・高齢者相談センターにご連絡ください!

●ふれあい相談室一覧（平日利用時間 9:00～17:00）	
芝地区ふれあい相談室 ☎5501-0560	麻布地区ふれあい相談室 ☎3451-7830
赤坂地区ふれあい相談室 ☎5410-3400	高輪地区ふれあい相談室 ☎5447-1340
芝浦港地区ふれあい相談室 ☎3480-5512	
●高齢者相談センター一覧（ふれあい相談室利用時間外はこちらへご連絡ください）	
芝地区高齢者相談センター ☎5832-0840 FAX5446-5857	麻布地区高齢者相談センター ☎3453-9032 FAX3453-8269
赤坂地区高齢者相談センター ☎5410-3415 FAX5410-3417	高輪地区高齢者相談センター ☎3449-9869 FAX3449-9868
芝浦港地区高齢者相談センター ☎3480-5005 FAX3480-5909	

※港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL3578-2402 FAX3578-2419 まで

② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

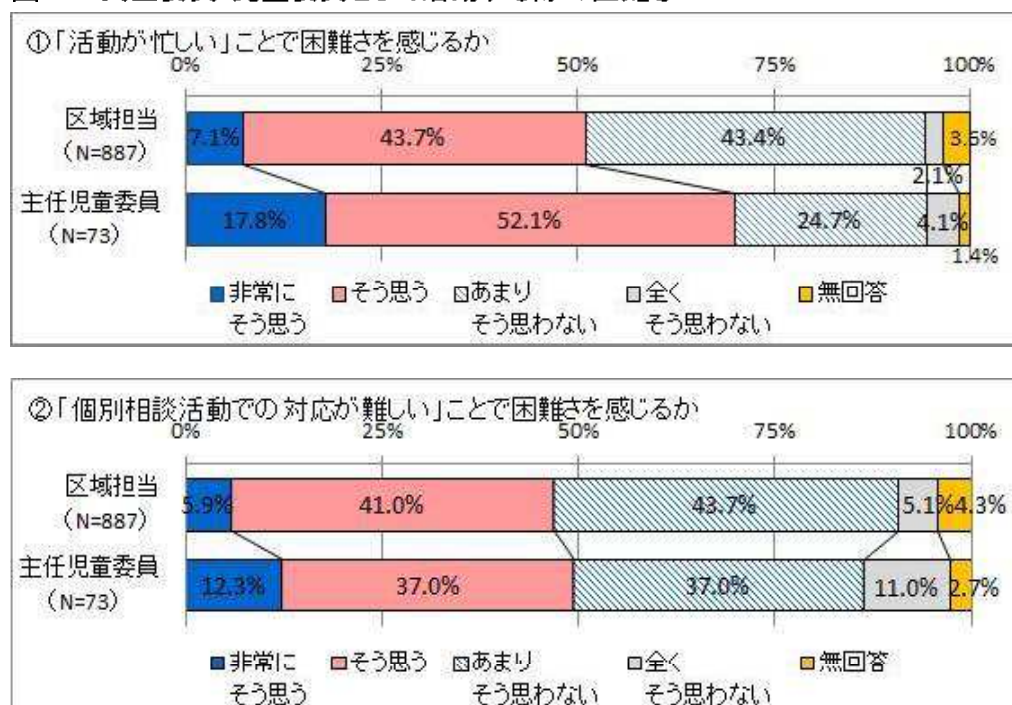
<現状・課題>

○ 民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されています。また、行政は、子供分野、高齢者分野、障害者分野等に分かれており、それぞれの部門から依頼されるなど、民生委員・児童委員の業務負担は高まっています。さらに、中にはその職務を超えるものも散見されます。

○ 活動する際の困難さについて、実態調査によると、「活動が忙しい」を「非常にそう思う」「そう思う」と回答した委員が、区域担当では約 50%、主任児童委員においては約 70%を占めています。個別相談活動での対応が難しいことで困難さを感じると回答したのは「非常にそう思う」「そう思う」合わせて半数程度でした。(図 18)

○ 民生委員・児童委員は地域住民の緊急性のある課題に対応せざるを得ない場合があります。民生委員・児童委員に占める就労者の割合が高まる中、行政の担当者に連絡がとれないことが委員の負担になっているという声も多く聞きます。

図18 民生委員・児童委員として活動する際の困難さ

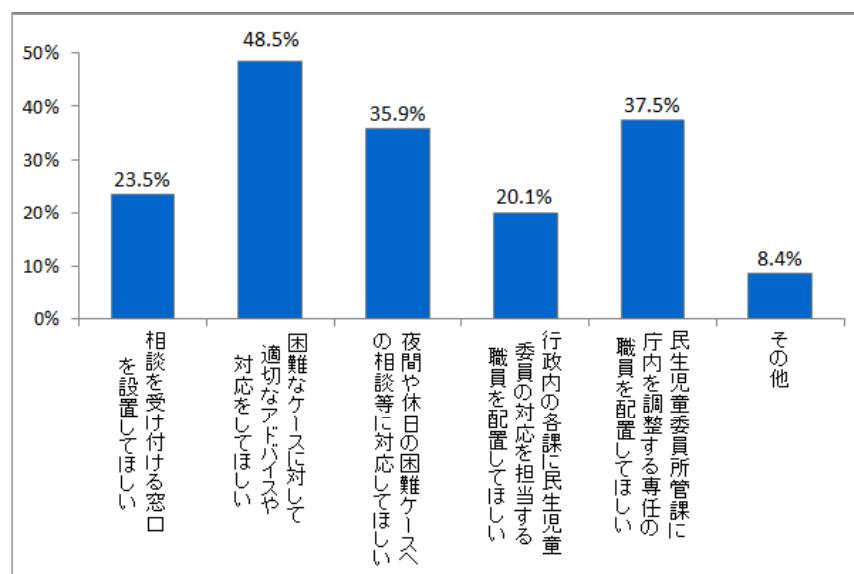


(①～② 平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査)

＜取組の方向性＞

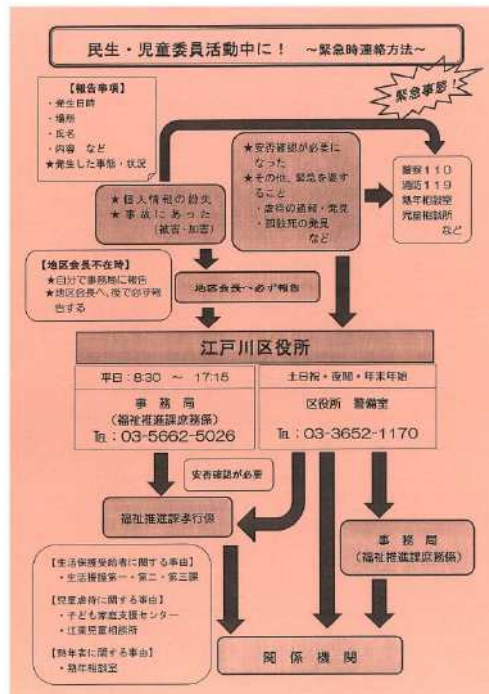
- 今後、地域によって取組が進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や住民参加による地域づくりの進展なども見据え、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証する必要があります。
- そのためには、行政の所管部署等が民生委員・児童委員が行っている業務を集約し、必要なものをよく検証した上で依頼・情報提供するよう、民児協から行政の各部署や関係機関等に働き掛けることも必要であり、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していくことが必要です。
- 対応が困難なケースや専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスを受けることや、民生委員・児童委員所管課に庁内を調整する専任職員の配置、区市町村行政機関の閉庁時間帯における民生委員・児童委員からの連絡や相談に応じる体制を整備することは委員の安心感につながります。（図19）

図19 行政のサポート体制について(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

【コラム】 民生委員・児童委員から緊急時の連絡方法（江戸川区）



【緊急報告事例】

【事例1】

ひとり暮らし高齢者のため、区から渡された「ひとり暮らし高齢者調査票」を持って該当区域内を調査して歩いた。調査を終えて自宅に帰り、書類の点検をしていると「ひとり暮らし高齢者調査票」の一部見当らないページがあった。

【報告の流れ】

個人情報のお失です！すぐに「報告」をします。

- 1 地区会長へその旨連絡
★会長が不在の場合
⇒ 自分で区役所に連絡し、後で必ず会長へ報告
- 2 警察に届け出
★報告事項
発生日時・場所・氏名・内容など発生した状況・状況を報告
- 3 連絡を受けた会長は区役所に連絡

【事例2】

金曜日の午後7時頃、近所の住民から「以前から気になっていた母子家庭。今日は特に母親の怒鳴り声と子どもの啼き声がすごい。申したり、物を投げつけるような言も聞いている」との通報。

【報告の流れ】

児童虐待からもしれません。緊急性（子どもの生命・安全に関わる時）が認められます！
ただし、金曜日の夜です。子ども家庭支援センター・児童相談所の就業時間外になっています。

- 1 児童相談センター直轄休日緊急連絡（TEL：03-5937-2330）へ
 - 2 必要に応じて、地区会長や主任児童委員へ連絡
- ★状況によっては、110番通報を第一にすることもあります。
また、区役所への連絡も必要となることもあります。

大切な「ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）」！

★円滑な民生・児童委員活動を行うために★
児童相談所・子ども家庭支援センター等から「ケース会議」への出席を求められたりすることもあります。地区協議員・児童委員、主任児童委員、地区会長で情報共有！
お互いに連絡・連携をとっていくことが大切です。

民生・児童委員活動をしている中で、いろいろな事があると思います。
迷ったとき、困ったときは一人で抱え込まず、地区会長や近隣地区の民生・児童委員、または事務局へご連絡、ご相談ください。

土日祝・夜間・年末年始 スムーズに連絡するために！

土日祝・夜間・年末年始は区役所の警備室にまず連絡します。

対応するのは「警備員」です。

以下のように伝えたとスムーズに連絡がとれると思います。

はい、江戸川区役所です。
江戸川区役所 警備室
03-3652-1170

- ポイント1
「〇〇地区民生児童委員の△△です。」
- ポイント2
「福祉推進課庶務係長に連絡したいのですが・・・」
★民生・児童委員協議会事務局は「福祉推進課庶務係」です。
- ポイント3
・連絡したい事項を伝えてください。
⇒発生した事象・状況など
- ポイント4
・折り返しの連絡先、ご自分の電話番号を伝えてください。

江戸川区では、緊急時連絡方法のフローチャートを作成し、全民生委員・児童委員に配布しています。

委員活動において閉庁時間に緊急対応が必要な場合などの対応例、そのほか、土日祝・夜間・年末年始に区役所警備室に連絡する際の4つのポイントを分かりやすく記載しており、「安心して活動できる。」と民生委員・児童委員に好評です。

③ 民児協組織の活性化

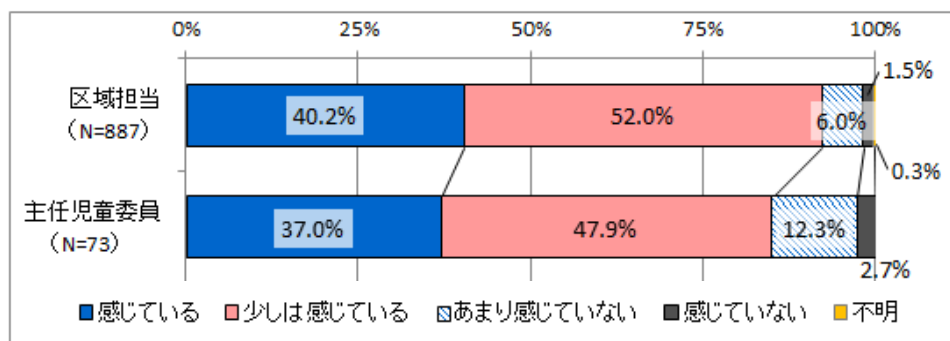
都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員はそれぞれが豊かな経験を持っており、個別相談活動や日常的支援活動、行政や関係機関等からの依頼事項への協力などを通じて、これまでの経験や能力を生かして地域福祉に貢献しています。
- 委員活動を続けるうえで大切なこととして、活動のやりがいがあります。活動実態調査によると、区域担当の約 92%、主任児童委員の約 85%は活動にやりがいを「感じている」又は「少しは感じている」と回答しています。

(図20)

図20 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じているか」

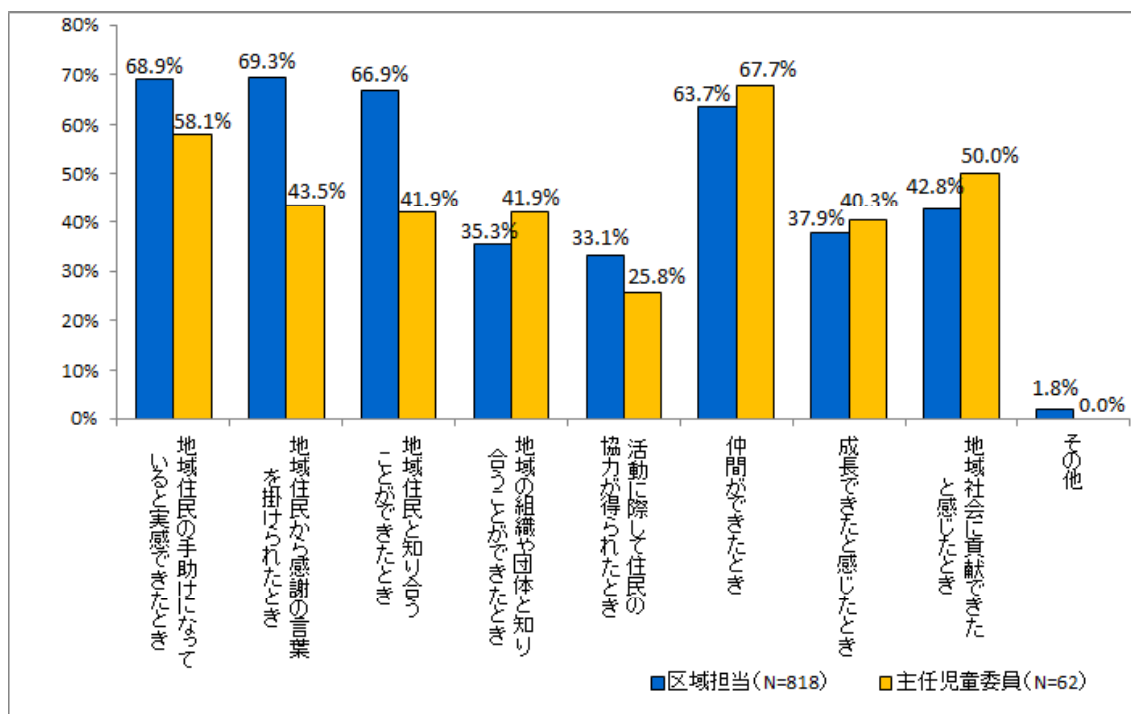


(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- また、どのようなときにやりがいを感じるかについては、上位の意見が「地域住民の手助けになっていると実感できたとき」「地域住民から感謝の言葉を掛けられたとき」であり、地域との関連性が高い結果となっています。

(図21)

図21 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じる時」(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

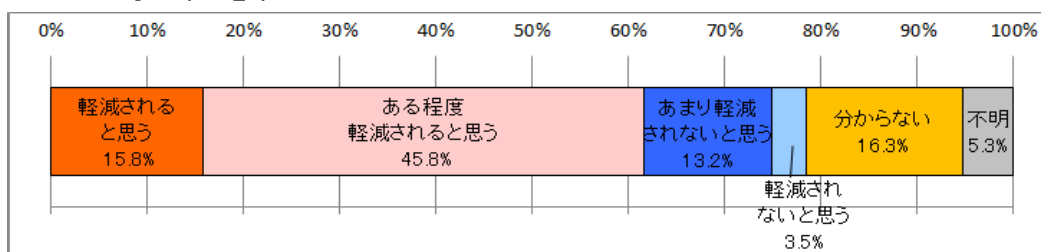
- 各民生委員・児童委員がやりがいを持って活動を行うため、単位民児協の会長には、単位民児協運営の工夫が求められています。都内の単位民児協 399のうち、平成28年12月の一斉改選に伴い、新任会長が215人、その割合は53.9%となっています。
- 一方、民生委員・児童委員として地域の学校や関係機関の行事、冠婚葬祭等への参加が求められることが多くあります。その対応はケースバイケースであったり、個人の意識に任されていたりするなど、どこまでかわれば良いのか明確でないことが多い状況です。
- 民生委員は民生委員法第20条で「民生委員協議会」を組織することとあわせ、児童委員も児童委員の活動要領によって「児童委員協議会」を組織することになっており、区域も構成員も同一のため、民生委員児童委員協議会と称し

て統合して実施しています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子供を取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。民生委員である児童委員がその世帯丸ごと関わることの意味と使命を意識するよう、民生委員児童委員協議会において、子供に関する事柄を取り上げるなどの工夫が求められます。

<取組の方向性>

- 単位民児協は、各委員が日々の活動を支え合うことで、解決困難な問題を一人で背負わず、協働した取り組みを進めるための場となることが期待されます。また、3年に一度一斉改選があり、会長や民生委員・児童委員が入れ替わる中で、委員が生き生きとやりがいをもって活動できる環境を整備するには、単位民児協運営における会長のリーダーシップが求められています。
- 民生委員・児童委員活動を行政の高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理したわかりやすい活動マニュアルがあれば、活動の困難さが「軽減される」「ある程度軽減される」と回答した方が6割を超えています。(図22)

図22 行政の所管別・分野別に整理した活動マニュアルにより、活動の困難さは軽減されると思うか



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- また、都民連が四半期ごとに発行している「都民連だより」には定例会開催の工夫や新旧委員の引き継ぎ方法などを盛り込んだ単位民児協運営の好事例を掲載しており、民生委員・児童委員としてのスキルを身につけるために効果的です。
- 一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域における実践力の向上を目指します。
さらに、民児協組織の活性化のためには、毎月の定例会において報告、連絡だけでなく、民生委員・児童委員同士で意見を出し合える時間を確保するなど、工夫が必要です。

- 地域の冠婚葬祭等への対応や学校、関係機関からの行事参加依頼への対応については、民児協を中心に協議し、参加すべき範囲などについて、行政や主催者側の学校・関係機関、町会・自治会等と申し合わせをする機会を持つことが必要です。
- あわせて、民生委員・児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子供たちの「身近な大人」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。
- 「気になる家庭」については地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されるとともに、課題を抱える親子を把握した際には、区市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが求められます。

さらに、適切に声掛けができるためのスキルを研修などにより身につけることが必要です。



【コラム】 参加しやすい定例会（中野区）

中野区民児協では、区内の単位民児協全てが集まる合同民児協を年5回開催しています。その内の2回は、午前の部、午後の部、夜の部を設けて実施しています。同内容の会合を時間を変えて実施することで、委員の都合に応じた参加ができるようにしています。さらに毎月行われる地区定例会に参加が難しい場合、他地区の定例会に参加することも認めています。

他地区の定例会に参加することは、自地区以外の運営を知る機会にもなっています。⁹

平成30年度 中野区民生児童委員協議会行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会総会	19日(木) PM 新井区役所C 第2・4号	16日(水) PM 新井区役所C 第2・4号	14日(木) PM 区役所7階 第8会議室	12日(水) PM 高工会館3階 大会議室		12日(水) AM 区役所7階 第8会議室	11日(木) PM 高工会館3階 大会議室	16日(木) PM 区役所7階 第9・10会議室	13日(木) PM 高工会館2階 大会議室	17日(木) PM 区役所7階 第11・12会議室	14日(木) PM 区役所7階 第8会議室	15日(金) PM 区役所7階 第9・10会議室
合同民児協	25日(水) AM ゼロ小ホール	30日(水) PM ゼロ小ホール 31日(木) 夜間 重要会議C 大会議室		31日(火) PM ゼロ小ホール <合同研修>		13日(水) ・AM西・PM北 ・東方法区民ホール ・東館 / 区役所 第9・10会議室			20日(木) ・AM西館 ・PM北部 区役所7階 第9・10会議室			
その他											【大会】 21日(木) PM ゼロ小ホール	【委員会】 11日(月) PM 区役所7階 第2会議室
地区民児協 (自主民児協を除く)	南中野			19日(火) 13:30			22日(月) 13:30	20日(火) 13:30		29日(火) 16:00 会場未定	19日(火) 13:30	25日(月) 13:30
	弥生			20日(水) 13:30			17日(水) 13:30	20日(火) 13:30		18日(水) 時間・会場未定	20日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	東部			19日(火) 13:30			23日(火) 13:30	20日(火) 13:30		日時未定	19日(火) 13:30	19日(火) 13:30
	緑橋			22日(金) 14:00			22日(月) 16:00	22日(木) 14:00		24日(木) 16:00 会場未定	19日(火) 14:00	19日(火) 14:00
	緑園			20日(水) 10:00 後園区役所			17日(水) 10:00 後園区役所	20日(火) 10:00 仲町ホール		24日(木) 11:00 会場未定	19日(火) 10:00 仲町ホール	20日(水) 14:00 後園区役所
	昭和・東中野			21日(水) 13:30 昭和区役所			16日(水) 13:30 東中野区役所	22日(水) 13:30 東中野区役所		21日(月) 時間・会場未定	20日(水) 13:30 昭和区役所	20日(水) 13:30 東中野区役所
	上高田			19日(火) 10:00			19日(金) 16:00	20日(火) 10:00		22日(火) 時間・会場未定	25日(月) 10:00	19日(火) 10:00
	新井			25日(月) 10:00			22日(月) 10:00	20日(月) 10:00		28日(月) 10:00	25日(月) 10:00	25日(月) 10:00
	江古田			19日(火) 13:30			23日(火) 13:30	20日(火) 13:30		29日(月) 時間・会場未定	19日(火) 13:30	19日(火) 13:30
	沼袋			20日(水) 13:30			17日(水) 13:30	20日(水) 13:30		日時未定	27日(水) 13:30	20日(水) 13:30
	野方			19日(火) 10:00			16日(火) 10:00	20日(火) 10:00		24日(水) 時間・会場未定	19日(火) 10:00	19日(火) 10:00
	大和			18日(月) 13:30			22日(月) 13:30	19日(月) 13:30		23日(月) 時間未定	18日(月) 13:30	18日(月) 13:30
	鷺宮			21日(木) 10:00			18日(木) 10:00	29日(木) 10:00		19日(水) 時間・会場未定	28日(木) 10:00	28日(木) 10:00
	上鷺宮			20日(水) 10:00			17日(水) 10:00	21日(水) 10:00		23日(水) 時間・会場未定	20日(水) 10:00	30日(水) 10:00

⁹ 平成28年11月 都民連「東京版活動強化方策」25ページ から引用

④ 児童委員活動の充実

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：④児童委員活動の充実

＜現状・課題＞

- 民生委員は児童委員を兼ねています。児童福祉法第16条及び第17条には、児童委員は、区市町村の区域に置かれ、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う旨、規定されています。
- 子供が抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくしては、課題解決は困難といえます。そして、支援を進めるためには、子供やその家庭を取り巻く関係機関等との連携が不可欠です。こうした幅広い関係者との連携・協働体制の構築においては、児童福祉を任務とする児童委員の立場だけでは困難な面があり、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもあるからこそ可能といえます。
- そして、主任児童委員は、児童福祉法第17条第2項に、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う旨、規定されています。主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関わらないとの設置当初の規定に基づく誤解も一部に聞かれますが、現在では児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒に、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。
- 児童委員、主任児童委員に期待される役割は、近年、一層多様化しています。特に児童虐待への対応については、その予防や早期発見に期待されるものは大きなものがあります。あわせて、いじめや不登校など学校との関係が深い課題も顕在化、深刻化し、児童委員、主任児童委員と教育関係者の連携に基づく取り組みを進めていく必要があります。
- また、児童委員、主任児童委員は、古くから学校訪問に取り組んでいます。学校訪問の目的は、関係づくりや、児童委員のPR、情報交換や一つひとつのケースの検討など、地区によって様々です。

<取組の方向性>

○ 都内1万人の児童委員、主任児童委員の一人ひとりに、児童委員の意識を持つことが求められます。そのためには、研修の実施などを通して、全員が意識を持つことが必要です。

○ 大田区では、「児童委員の活動指針」を定め、改選ごとに定例会で配布し確認することと併せ、子育て支援部会、児童福祉部会、主任児童委員部会の3部会が合同で企画し、児童委員活動研修を毎年実施しています。区域担当児童委員、主任児童委員と一緒に、東京版活動強化方策や児童委員の活動要領などについて討議などを行うことは共通理解を深めます。

○ 各地区では、子育てサロンや保健センターの3・4カ月健診へのサポート、朝のあいさつ運動など様々な実践活動を行っています。町田市では保健師からの依頼を受け、乳幼児健診未受診家庭を委員が訪問しており、様子を把握するだけでなく、近隣に住んでいていつでも相談に乗れることを直接伝えています。こうした活動を通して、全員が児童委員の意識を持つことも必要です。

○ 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子供の健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子供を見守っていくことが大切です。

例えば、赤ちゃん訪問の際に、保健師に地区の区域担当児童委員が同行することにより、委員への日常的な相談やつながりができ、子育て家庭を支える地域の力を育むことにつながります。

また、児童委員、主任児童委員は、率先して地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子供会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て、子育てを応援する地域づくりの一翼を担うことが求められています。

○ さらに、各地区で行っている学校訪問や学校行事への協力など、関係機関との連携を通して全員が意識を持つことも重要です。豊島区では、児童委員活動の一環として、児童・生徒の見守り活動「すまいる運動」を始めました。また、狛江市では児童委員としての意識が高まり、あいさつ運動等で長年培った関係を生かして、高齢福祉部会で作製した健康長寿かるたに、中学校の美術部の生徒に絵をかいてもらいました。高齢者たちから大変好評で、子供たちを育む機運を高めるとともに、生徒たちにとっても民生委員・児童委員をさらに理解し、かつ高齢者に対する温かな心を育てる機会となりました。

○ 加えて、課題を抱える児童やその家庭を支援する取り組みとして、学校との

連携が必要不可欠です。地域によっては、管内の小中学校の校長、副校長、生活指導主任と児童委員、主任児童委員が、児童の校内外における生活についての情報交換を行っています。

足立区のある民児協では、学校との地域懇談会を行っており、そこでは毎年その管内の校長先生から小中学校の現状について説明をしていただいています。

- 地域の中には、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要です。
- 課題を抱える親子を把握した際には、子供家庭支援センターや児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関、団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが大切です。生活を支えるという視点では、時間的にも距離的にも身近にいる児童委員、主任児童委員は意義深い存在です。
- また、児童委員、児童相談所、学校、子供家庭支援センター等との地区連絡協議会（四者協）が始まって間もなく40年になります。これまで、児童を取り巻く各機関の情報共有と協働の糸口となる役割を果たしてきており、児童にかかわる問題解決に向けて重要な取組の一つとして継続しています。
- 四者が同じ方向を向き、同じ思いで児童問題に取り組む中、児童相談所、学校、子供家庭支援センターのそれぞれの専門的な役割に加え、児童委員は、地域に長年住み、子供たちの成長を見て、家庭環境も知っているという強みを持っています。
- 地区によっては民児協ごとに四者協を実施するなどし、メンバーの顔が見える関係づくりの場となっています。こうした具体的な連携の在り方を関係機関とともに考える場づくりが求められます。
- さらに、毎年、全民児連が発行している「児童委員活動の手引き」を活用することも有効です。
この手引きでは、児童委員、主任児童委員に期待される役割やその活動について、また、民児協における活動や関係機関、団体等との連携事例を紹介しています。

【コラム】民生委員・児童委員ならではの子育てサロン「はとぼっぼ」（福生市）¹⁰

子育てサロン「はとぼっぼ」は、子育て中の親や妊婦が子供を遊ばせる傍ら、楽しく情報交換をする場として、平成16年11月に開設しました。市の会館を借りて、8月を除く毎月第2金曜日に開催しています。



親子と一緒に手遊びやおもちゃで遊ぶ「ふれあいタイム」の後、民生委員・児童委員は子供たちの遊び相手となり、親たちは別室でお茶を飲みながら語り合います。この時間は、思いや悩みを語り合い、仲間づくりにつながる大切な機会になっています。

年に数回、市の保健師によるお話や育児相談の場も設けています。

また、男性委員も率先して子供たちと触れ合い、たくさんの親子から慕われています。親の日常生活の悩み、疑問を聞く中で、福祉サービスを紹介する

など、地域と行政とをつなぐパイプ役として活動する民生委員・児童委員ならではの成果もあります。参加した親子からは、「民生委員・児童委員の方がいると落ち着く」といった声もあり、親子の憩いの場になっているようです。

毎月のサロンの様子は、写真とともに子育てサロン「はとぼっぼ」ホームページに載せています。このホームページを見てサロンを訪れる参加者も多く、時には市外から訪れる親子もいます。



福生市民児協では、今後も住民のニーズに合わせた情報提供を心がけ、民生委員・児童委員、主任児童委員が一体となって、市の政策である「子育てするなら福生」の更なる推進に協力したいと考えています。

¹⁰ 全民児連 児童委員活動の手引き 38 子どもと子育て家庭の支援に向けて～児童委員・主任児童委員活動 実践事例に学ぶ（平成25年3月）事例3を参考に作成

足立区民生・児童委員協議会では、民児協の活動や各地域の情報を民生委員・児童委員や小中学校、関係団体にPRするとともに、歴史として残しておくため広報紙「さくら」を年3回（7月、11月、3月）発行しています。

足立区内の小学生の絵画、中学生の詩歌・俳句を、第一合同民協から第七合同民協の小・中学校に順番に依頼し、掲載しています。掲載された作品を応募した児童・生徒に対し、毎年、感謝状を贈呈しています。

贈呈式には児童・生徒の家族も来場し、特に若年層の住民への民生委員・児童委員のPRにもつながっています。



⑤ 民生委員・児童委員同士の支え合い

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：②班体制の確立

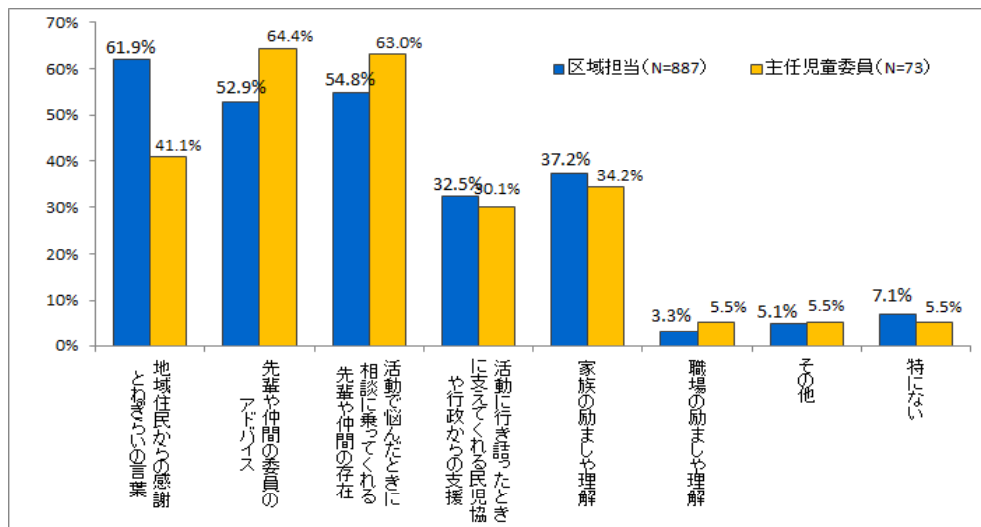
<現状・課題>

- 地域課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

民生委員・児童委員が地域で長く活躍していくためには、負担感の軽減や活動のやりがいとともに活動の支えが必要です。

- 実態調査によると、活動の支えになっていることについて、区域担当、主任児童委員ともに高い回答となっているのは、「相談に乗ってくれる先輩や仲間の存在」「先輩や仲間のアドバイス」であり、活動における民生委員・児童委員同士の支え合いが重要であることが示されています。（図23）

図23 「民生委員・児童委員活動の支えになっていること」(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- 住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もいます。また支援が必要なときに、担当地区の委員が不在ということもあります。
- 新任の方は、「これまで福祉にかかわったことがないので自信がない」「民生委員・児童委員として具体的に何をすればよいのか分からない」など、不安やとまどいを抱えています。
- そこで、新任委員が困ったときに、その不安に寄り添い、疑問に答えていく体制を整備することが求められています。

＜取組の方向性＞

- 民生委員・児童委員活動に不安を感じたときに、仲間や先輩の委員から相談への対応についてアドバイスを受けたり、民児協の定例会等で事例検討の場を設けて、経験のある民生委員・児童委員から学ぶ機会を担保したりするなどの対策を講じる必要があります。
- 班活動は、近隣の委員同士 4 人～6 人で活動するものであり、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動です。例えば新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安やとまどいが軽減される効果もあります。また、班を作ることで、住民に対する相談支援の充実につながることも期待されます。（表 7、図 24、図 25）
- 加えて、小学校単位など小地域圏域ごとの比較的小人数のグループを設置することで、委員が十分に発言する機会が確保され、意見交換を通じて、一緒に地域を見守る意識の醸成につながります。
- 例えば、豊島区では、班会や高齢者サロン、子育てサロン、関係団体との懇談会などの班活動を行うことにより、地域の様々な団体に対し、民生委員・児童委員を PR することができ、連携協力が深まっています。また、より小地域での顔の見える情報交換や課題の共有ができ、ネットワークが広がっています。
- また、小平市ではお互いの担当地域の状況や社会資源を知る機会としているほか、必要な場合にはペアで訪問するなどして、いつでも気軽に相談したり協力し合える雰囲気づくりに努めています。
- 班活動を広げることによって、民生委員・児童委員同士の支え合いが進むとともに、やりがいをもって活動ができます。さらに、地域とのつながりが広がります。

表 7 班の設置状況

	区市郡支庁	割合
班の設置がある区市郡支庁民児協	31 地区	57.4%

	単位民児協	都全体	区部	市部	町村部
班の設置状況	101 地区	25.3%	21.2%	36.2%	10.0%
1 民児協あたりの班設置数(平均)		4.0	4.0	3.9	5.0

（平成 28 年度都民連調査）

図24 班編成のイメージ

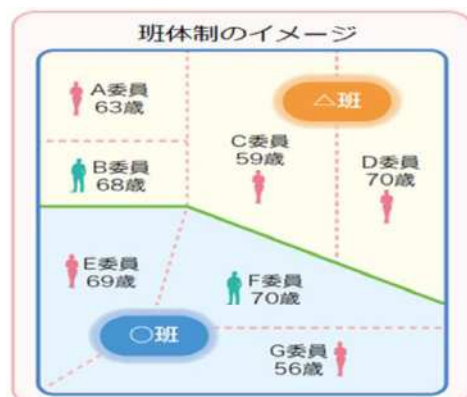
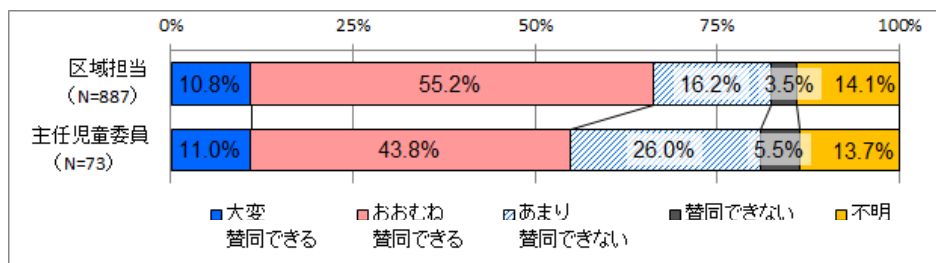
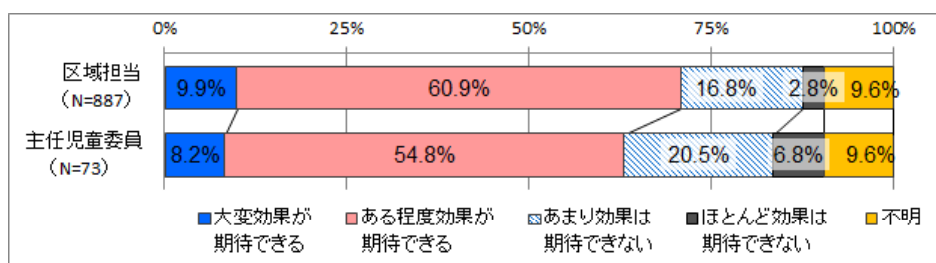


図25 班活動について

(1) 班活動の取組についての意見



(2) 「委員同士の支え合いを進める仕組み」としての班活動の効果



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

- 前任者から新任民生委員・児童委員に十分な引継ぎを行うとともに、心構えや職務内容の研修を行うこと、また、新任委員に先輩委員や会長がコーチ役として悩みなどを聞く機会を設けることは、困ったときに気軽に相談できるメリットがあり、新任委員の孤立感を軽減し、民生委員・児童委員活動を長期間続けてもらうために有効です。（図26、図27）

図26 単位民児協における新任委員の人材育成の取組

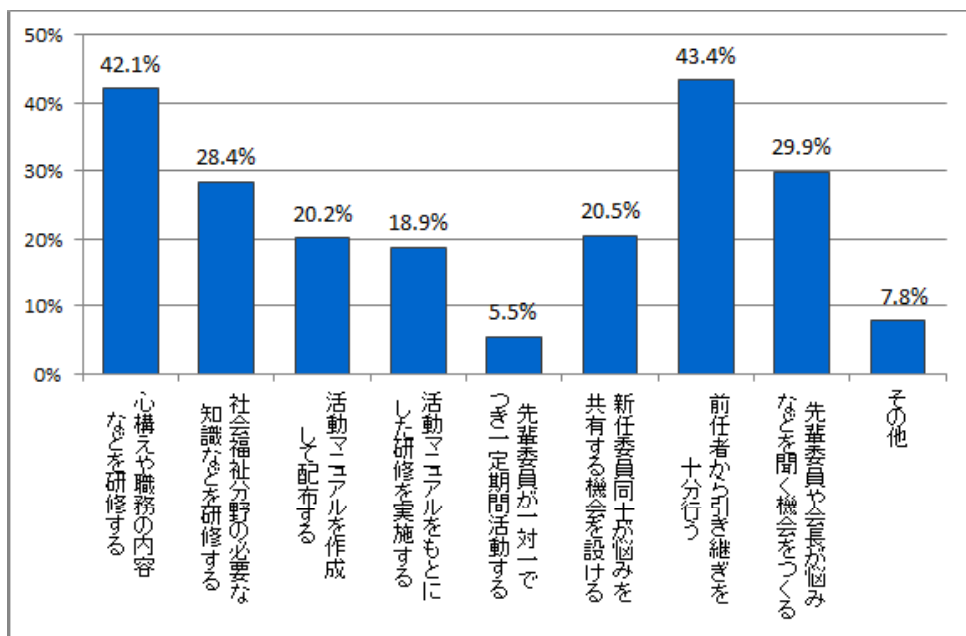
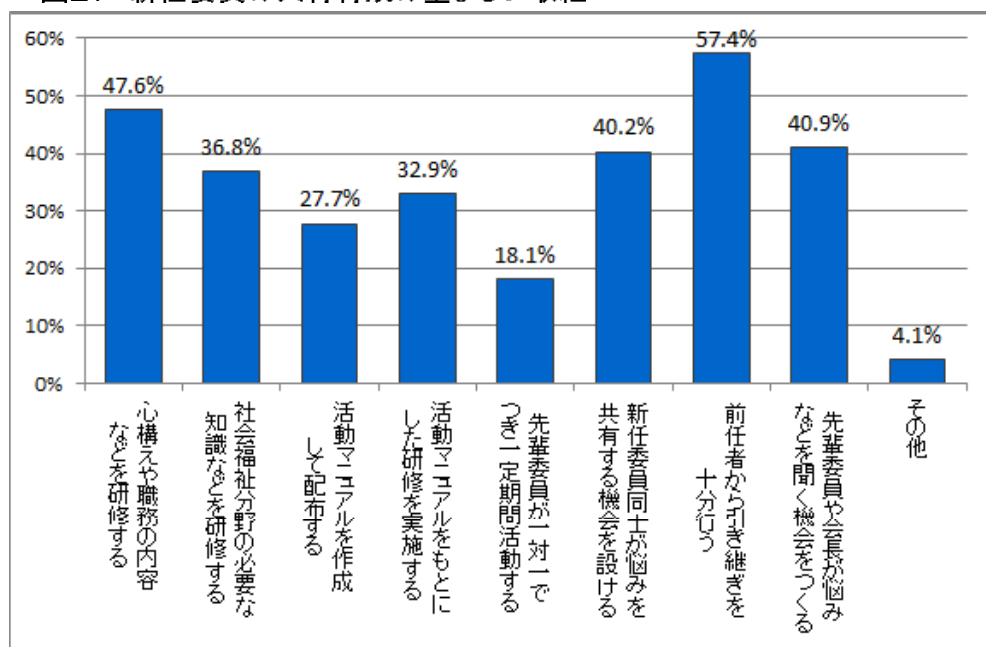


図27 新任委員の人材育成の望ましい取組



（平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査）

【コラム】 6期目を迎えた班体制（葛飾区）¹¹



「地域に根付く班体制」

都民連が平成14年度から16年度にかけて初めて班体制（当時は複数担当地域制）の検討と試行を研究テーマに設定した際、指定地区の一つだったのが、葛飾区新宿（にいじゅく）地区民児協でした。

平成16年7月から8月にかけて複数の民生委員・児童委員が相談を受けることについて、住民にアンケートを実施。集計結果や各委員が対応した個別ケースの共有と検討を通じて、町会単位で3つの班を編成することにしました。班体制の周知のために地域を班ごとに色分けした地図に委員の写真や連絡先を掲載したポスターを改選ごとに作成し、住民や関係機関・団体に配布しています。

「個別支援活動への活用」

班体制導入当初から取り入れている定例会での個別ケースの検討は、現在も引き続き行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気づきなどを共有しています。

実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくありません。例えば、生活保護を受給している精神疾患のある女性は、毎年春先になると興奮して日ごろの不満や不安を一気にまくしたてるため、担当委員は困難さを感じていました。会長と複数で関わったことで、相手のペースに巻き込まれずに対応できたと言います。

また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行し、アドバイスをくれました。新任委員は、心強く感じ、安心して活動ができたそうです。

このように、新宿地区では、日頃から当たり前のように支え合いの活動が行われています。長く班体制に取り組んできたことから地域のさまざまな関係機関にも「班で活動する」ことが浸透しており、情報共有や個別支援への協力も非常にスムーズに進んでいます。

¹¹ 都民連だより 平成31年1月発行 4ページを参考に作成

【コラム】 新任委員への引き継ぎに向けて（昭島市）

新任の民生委員・児童委員は、何をどのように活動していけば良いのか分からない状況です。

都民連の新任研修のアンケートでは、「書面上の引き継ぎのみであった」、「活動の説明がなく、何から始めていいのか分からない」との不安や心配な思いが聞かれました。

昭島市では、活動する中での疑問や悩みを気軽に相談してもらえるように、引継ぎ時には、退任者、地区役員、事務局が同席し、お互いに顔見知りになる関係づくりに努めるなかで、チェックリストを活用し、必要な項目を漏らさず引き継いでいます。

一斉改選に伴う民生委員・児童委員引き継ぎ書

昭島市民生委員・児童委員協議会

1 引き継ぎにあたって

- (1) この確認書に記載していない点は、適宜地区会長等に確認する。
- (2) 前任者が欠員の区域は、地区会長等が引き継ぎを行う。
- (3) 引き継ぎに適さない個人情報、福祉推進係へ返却する。

2 退任委員と新任委員の引き継ぎ項目

区分	内 容	確認
市 関 係 書 類	高齢者実態調査票（70歳以上）、平成28年度版高齢者名簿	
	高齢者世帯（70歳以上）実態調査票（黄色い個人票）	
	ケース記録票（現在継続中の記録のみ）	
	生活保護決定通知書（現在生活保護受給中の者のみ）	
	災害時要援護者登録名簿及びマップ	
関 社 協 係	生活福祉資金償還整理帳（現在継続中の記録のみ）	
	見舞金（お米券）支給・配付の名簿控え（平成28年度）	
衣 類 等	民生委員・児童委員腕章、名札ケース	
	ウィンドブレーカー、ベスト、帽子、割ぼう着	
	防災セット（メガホン、笛、筒）	
コ 頭 に て	民児協活動・組織（全民、地区民、部会、研修等）	
	活動記録の記入方法、提出方法（翌月8日までに提出）	
	個別に情報を伝える必要がある世帯	
	地域活動（補導連絡会（中学校地区）、地区委員会（小学校地区）、いきいき健康フェスティバル、敬老大会、青少年フェスティバル、社会を明るくする運動、敬老金配付、共同募金等）	

3 退任委員が各自で処分するもの（福祉推進係へ返却）

- (1) 身分証明書、徽章、民生委員・児童委員門標、心配ごと相談員門標
- (2) 未使用文書（依頼書、調査・意見書、連絡票、ケース記録票等）

4 確認欄（引き継ぎ日： 年 12 月 日）

	氏 名	住 所	電話番号
退任委員		昭島市	
新任委員		昭島市	



【コラム】 新任委員に「コーチ」となる先輩委員を配置（文京区）

文京区大塚地区民児協では、新任委員が困ったときに気軽に相談できるようコーチを配置しています。新しい人は、持ち物、時間、場所、決まりごと等々ちょっとした疑問が結構あるものです。会議に来たときに声をかけ、細かい質問に答えてくれる先輩がいれば、孤立感を感じず馴染んでいくことができます。

現在1期目の委員が、各部会に2～3名所属しています。コーチは各部会に1名、3期目の委員の中から、電話連絡等にも対応できるよう時間的に余裕があり、お世話が得意な方を正副会長が決めてお願いしています。

難しい質問や事例相談などは、副会長・会長に尋ねるように伝えています。

地区委員の仲が良く気軽に質問し合えるので、理解が早いこと、また互いの状況を知っていて助け合いが出来ることなど、効果が上がっています。

定例会で仲間に会うことが楽しみとなる環境づくりにも役立っています。

新任委員の声

- ・ こんなこと聞いても良いのかな？と思った時もコーチには遠慮なく聞ける。
- ・ 誰に相談すれば良いか迷う時にコーチの存在と体制は大変心強い。
- ・ コーチご自身の経験から具体的に丁寧に答えて頂き、よく理解できた。
- ・ 他の先輩委員にも積極的に質問できるようになり、自信がついた。
- ・ 膨大な配付資料に戸惑った時、力の入れ方のヒントをいただいた。
- ・ 折に触れ「困っている事はないですか」と声をかけてくださり、安心できる。
- ・ 行事をこなすのに精一杯の頃、記録表の書き方でとても助けていただいた。
- ・ 個別支援について丁寧に教えて頂き、いつか自分も後輩に伝えたいと思う。

コーチの感想

- ・ 些細なことでも安心して話せる関係作りと、丁寧な説明を心がけました。コーチに任命してくださり感謝しています。
- ・ 自身の当時の戸惑いを思い起こし、務めました。いつでも何を聞いてもよい人がいてくれるのは、新人には活用すべき良いシステムだと思います。
- ・ 新任の頃、委員同士の結束と信頼関係に感心すると同時に、仲間に入れるか不安と孤独感がありました。新任委員にノウハウを伝えるだけでなく、挨拶、声かけ、連絡、雑談など、部会や地区の輪に溶け込めるよう配慮しました。

⑥ 協働による地域福祉活動

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

＜現状・課題＞

- 社会福祉の制度において、これまで高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに制度が構築され、例えば、障害者が高齢になった場合、障害者支援施策から介護保険による支援への円滑な移行などが課題として指摘されてきました。
- 近年の課題として、子育てと親の介護を同時に担わなければならないダブルケアの問題や、障害のある子供と高齢の親への介護の問題など、一つの家庭において複数の課題を抱えていることがあります。その場合、つなぎ先である支援機関が複数に分かれることで、民生委員・児童委員の活動において、不便を感じるものが少なくありません。
- 多くの区市町村では高齢、障害、児童など分野ごとにネットワークを持っています。民生委員・児童委員は、児童分野でいえば全地区の要保護児童対策地域協議会に参画、高齢者分野では多くの地区で見守り安心ネットワークに参画し、連携しています。

＜取組の方向性＞

- 民生委員・児童委員は、どの時代においても、常に住民に寄り添い、行政や関係機関等との架け橋になって様々な活動を行っています。
- 東京版活動強化方策には、関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます。とあります。
　　今後は、地域共生社会づくりの中で、1 層（多分野にわたる多機関の協働による、困難ケースへの包括的相談・支援体制と、中圏域・小地域圏域へのバックアップ体制の構築）、2 層（住民と多機関の協働により、多様な地域生活課題を受け止め、解決を図る機能の確立）から3 層（住民主体による多様な地域活動の推進）の圏域を念頭に、地域で取り組むネットワークを構築する必要があります（p13、図6）。